○環境省告示第六十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、天売島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

天売島特別保護地区

二　区域

北海道苫前郡羽幌町大字天売の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十三年十月一日から平成四十三年九月三十日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、羽幌港から西北西約二十八キロメートルの海上に位置する天売島の北西部一帯と周辺の岩礁から構成されている。

北西部一帯は断崖絶壁が連なり、その崖地岩棚及び上部斜面は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のウミガラスの他、絶滅危惧ⅠA類のウミスズメ、絶滅危惧Ⅱ類のケイマフリ、ウトウ等八種類計約六十万羽に及ぶ海鳥の重要な繁殖地となっている。

このように、当該区域は海鳥の集団繁殖地として重要な場所であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別獣保護地区に指定し、当該区域で繁殖する海鳥を始めとする鳥獣の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　集団繁殖地の保護区として、ウミガラスを始めとする海鳥の保護と繁殖地の保全を図るため適切な管理に努める。

ロ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類の生息・繁殖環境を適切に保護するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第六十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

ウトナイ湖鳥獣保護区

二　区域

北海道苫小牧市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十三年十月一日から平成四十三年九月三十日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、北海道の南西部、苫小牧市の東部郊外、美々川下流の沖積平野に広がるウトナイ湖を中心とする地域である。ウトナイ湖は、全域が水深の浅い海跡湖で、湖の各所にフトイやマコモなどの水生植物が群落をなして分布する。湖の周辺には、低湿地が広がり、ヨシ、イワノガリヤスに代表される低層湿原が広がり、さらにハンノキ等の湿性林へとつながっている。また、南東部には、ヤチヤナギやムジナスゲなど中間湿原から高層湿原を象徴するような植物も見られる。

ウトナイ湖へは、オオハクチョウ、コハクチョウそれぞれ千羽程度の群れが定期的に飛来し、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく天然記念物であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている準絶滅危惧のマガンや天然記念物であり絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイが合わせて六万羽程度飛来するなど渡り鳥の重要な越冬地、中継地となっている。また、湖周辺の湿地はノゴマや絶滅危惧ⅠA類のシマアオジの重要な繁殖地になっている。さらに、周辺の樹林帯は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種かつ天然記念物であり絶滅危惧Ⅱ類のオオワシの越冬地にもなっている。

平成三年十二月十二日には大規模なガン・カモ類の渡来地としてラムサール条約湿地に登録された。さらに、平成十八年からは、東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク（ガンカモ類）にも参加している。

このように、当該地域は渡り鳥の越冬地、中継地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　ウトナイ湖周辺でアライグマ等の外来生物が確認されていることから、外来生物の生息状況の把握とともに、駆除を進めていく。

○環境省告示第六十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、ウトナイ湖鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年九月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

ウトナイ湖特別保護地区

二　区域

北海道苫小牧市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十三年十月一日から平成四十三年九月三十日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、北海道の南西部、苫小牧市の東部郊外、美々川下流の沖積平野に広がるウトナイ湖を中心とする地域である。ウトナイ湖は、全域が水深の浅い海跡湖で、湖の各所にフトイやマコモなどの水生植物が群落をなして分布する。湖の周辺には、低湿地が広がり、ヨシ、イワノガリヤスに代表される低層湿原が広がり、さらにハンノキ等の湿性林へとつながっている。また、南東部には、ヤチヤナギやムジナスゲなど中間湿原から高層湿原を象徴するような植物も見られる。

ウトナイ湖へは、オオハクチョウ、コハクチョウそれぞれ千羽程度の群れが定期的に飛来し、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく天然記念物であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている準絶滅危惧のマガンや天然記念物であり絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイが合わせて六万羽程度飛来するなど渡り鳥の重要な越冬地、中継地となっている。また、湖周辺の湿地はノゴマや絶滅危惧ⅠA類のシマアオジの重要な繁殖地になっている。さらに、周辺の樹林帯は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種かつ天然記念物であり絶滅危惧Ⅱ類のオオワシの越冬地にもなっている。